

(概要)

本訓令は、密航監視哨員について必要な事項を定め、その適正な活動に資することを目的として

- ・ 密航監視哨員の事務
- ・ 密航監視哨員の任命、任期等
- ・ 密航監視哨員の勤務
- ・ 密航監視哨員の給与

等について定めている。